

平成十二年通商産業省令第三百九十八号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの最最終処分業務に必要な金額を定める省令を次のように定める。
第一条 令和六年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号、以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億一千二百八十七万三千円
第二条 令和六年における法第十一条の二第三項の単位数量	単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構の名称	第一種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千七百四十四万六千円

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日経済産業省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二十四日経済産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日経済産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一日経済産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二六日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二六日経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二十五日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日経済産業省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二六日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年二月一八日経済産業省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二七日絏済産業省令第六一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一月三一日経済産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一三日絏済産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一八日経済産業省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年二月八日経済産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成三十〇年二月一三日経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三十一年二月七日経済産業省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一月一四日経済産業省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月九日経済産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月三一日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一月二七日経済産業省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月一四日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。